

議案第十四号

中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年十月中央区条例第十四号）の一部
を次のように改正する。

第二条中「八十二万七千円」を「八十三万三千円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

教育委員会教育長の給料の額を改定するため、この条例案を提出します。